

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

鯉川村長 元木 洋介



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
12地区
2. 人・農地プランを作成又は更新（決定）した年月日
令和3年3月30日
3. 地区内の耕作面積等
別紙のとおり
4. 70歳以上の農業者等の耕作面積及び後継者の状況
別紙のとおり
5. 対象地区の課題
別紙のとおり
6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
別紙のとおり
7. 6の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針
別紙のとおり